

市第72号議案

横浜市立図書館条例の一部改正

横浜市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市立図書館条例の一部を改正する条例

横浜市立図書館条例（昭和39年3月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第118号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「教育委員会」の次に「（第4条第1項に規定する指定管理者に管理を行わせる図書館にあっては、当該指定管理者）」を加え、「各号の一」を「いずれか」に改める。

第6条を第8条とする。

第5条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「損害額」を「損害」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定等）

第4条 別表に掲げる図書館の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 法第3条各号（同条第5号を除く。）に規定する事項に関すること。

(2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他教育委員会が定める業務

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条第1項）

横浜市山内図書館

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立図書館の指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定める等のため、横浜市立図書館条例の一部を改正したいので提案する。